情報公開について

１　情報公開の意義、目的

(1)　市民への情報提供・市民との情報共有を行うことによって

(2)　市長や議会の説明責任を果たすとともに

(3)　市民の知る権利を保障し

→その結果行政の透明性・公正の確保が図られ、市政への参加につながる。

２　情報公開の類型

	情報公開請求がある	情報公開請求がない
義務的なもの	・開示請求（情報公開条例に基づく） ・閲覧（条例・法律等による） *例：住民基本台帳法に基づく住民基本台帳の閲覧等*	（条例・法律等による） ・公表 *例：個人情報保護法に基づく個人情報取扱事業者による個人情報利用目的の公表等* ・公告 *例：まちづくり条例に基づく都市マスタープランの変更の公告等* ・告示 *例：公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例に基づく指定管理者の指定の告示等* ・縦覧 *例：都市計画法に基づく都市計画の案の縦覧等*
任意のもの	・任意開示の申し出（窓口での口頭での問合せ等）	・広報（市報、ホームページ、フェイスブック、ツイッター） ・チラシ、パンフレットなど

３　現在の情報公開の状況

平成 27 年度事務報告書より情報公開請求等について抜粋（資料４参照）

平成 26 年７月実施武蔵野市民意識調査より情報公開に係る部分の抜粋（資料５参照）

情報公開条例全文（資料６参照）

４　自治基本条例における情報公開の論点

(1) 知る権利

①　権利の表記

②　対象となる情報（行政の保有情報、議会の保有情報）

(2) 説明責任

①　説明責任の表記

②　説明責任の主体（行政、議会、市民等）

③　説明の対象と段階

④　説明の方法と程度

(3) 個人情報の保護

① 個人情報保護の表記

② 責務の主体（行政、議会、市民等）

(4) 範囲

① 対象

・全般的な内容

・計画（重要度）その他

② タイミング

・策定過程（調整計画の例→資料７参照）

・策定時（市報、ホームページで公表、冊子の配布、説明会の実施等）

・実施状況（評価）（バリアフリー基本構想中間評価→資料８参照）

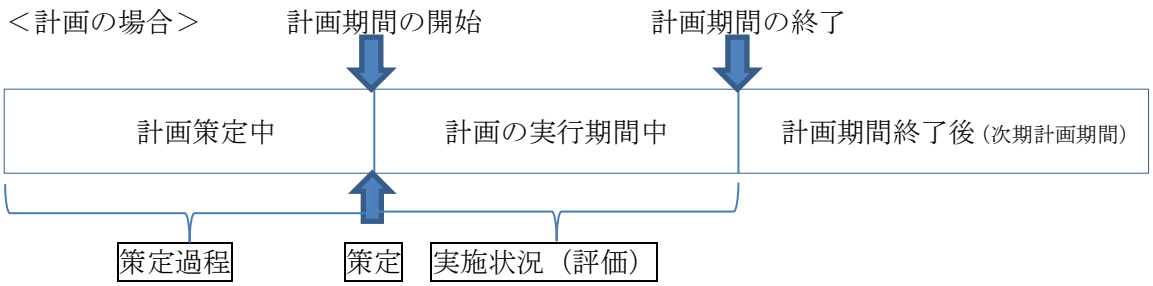

③程度

・義務的規定か努力規定か

(5) その他

・会議の公開

５　論点に対する考え方の選択肢

(1) 知る権利

① 明示的な規定を行うかどうか。

ア　知る権利について明示的に規定する。(11/11)

イ　知る権利について明示的に規定しない。(0/11)

② 対象をどうするか。

ア　執行機関の保有情報に限る。(9/11)

イ　執行機関及び議会の保有する情報とする。(2/11)

※　論点に対する考え方のパターン（選択肢）を検討するにあたって、近隣を中心とした 11 自治体（資料９参照）を参照した。カッコ(　)の中の数字は、そのうち何自治体がその規定を置いているかという表記であり、傾向を示すために参考で記載したものである。（例：「知る権利」の対象を執行機関の保有情報と規定している自治体は 11 自治体のうち９自治体）

(2) 説明責任

① 明示的な規定を行うかどうか。

ア　説明責任について明示的に規定する。(10/11)

イ　説明責任について明示的に規定しない。(1/11)

② 主体をどうするか。

ア　執行機関とする。(8/10)

イ　執行機関及び議会とする。(1/10)

ウ　市民等（市民団体、NPO など）を含む。(1/10)

※「説明の対象と段階」及び「説明の方法と程度」については以下(4)の範囲にて検討

(3) 個人情報の保護

① 明示的な規定を行うかどうか。

ア　個人情報保護について明示的に規定する。(10/11)

イ　個人情報保護について明示的に規定しない。(1/11)

② 主体をどうするか。

ア　執行機関とする。(7/10)

イ　執行機関及び議会とする。(2/10)

ウ　市民等（市民団体、NPO など）を含む。(1/10)

(4) 範囲

① 対象をどうするか。

ア　全般的な理念的な規定を置く。(11/11)

イ　アに加えて全ての計画についての規定を別に置く。(1/11)

ウ　アに加えて長期計画・調整計画及びその他の重要な個別計画についての規定を別に置く。(3/11)

エ　アに加えて長期計画・調整計画についての規定を別に置く。(0/11)

オ　その他計画以外に具体的な事項を入れる。

② タイミングはいつが適切か。

ア　策定過程(7/11)

イ　策定時

ウ　実施状況（評価）(7/11)

③ 程度をどうするか。

ア　しなければならない、と義務的規定とする。(7/11)

イ　するように努めるものとする、と努力規定とする。(4/11)

(5) その他

① 会議の公開

ア　会議の公開について明示的に規定する。(3/11)

イ　会議の公開について明示的に規定しない。(8/11)

６　他市の規定の例

資料９参照